

2021.12.01

## ESG リスクトピックス <2021 年度第 9 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

### 今月の主なトピックス

#### Environmental—環境—

##### ■ 気候変動 ■

##### UNFCCC が各国の最新の温室効果ガス削減目標を統合した「NDC 統合報告書」を発行

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）\*事務局は 10 月 25 日、各国の温室効果ガス削減目標（NDC）を統合・分析した最新の「NDC 統合報告書」を発行した。本報告書によると、NDC 未提出の 39 カ国も含めて 192 カ国の NDC を合算したところ、2030 年での全世界の CO2 排出量は 2010 年比で約 16% の大幅増となる見込みである。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）\*\*の最新の知見から、現在の NDC では 2100 年末までに約 2.7℃ の気温上昇をもたらす可能性があるという。

\* 地球温暖化をもたらすさまざまな悪影響を防止するため、1994 年 3 月に発効された国際的な枠組みを定めた条約。温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としている。

\*\* 地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のために国際的な専門家で構成された政府間機構。

（参考情報：2021 年 10 月 25 日付 United Nations HP :

<https://unfccc.int/news/updated-ndc-synthesis-report-worrying-trends-confirmed>)

##### ■ 気候変動 ■

##### SBTi、企業のネットゼロ目標の策定基準「ネットゼロ・スタンダード」を発表

気候変動に関する科学的根拠に基づく削減目標イニシアティブ：SBTi（Science Based Targets initiative）\* は 10 月 28 日、企業が科学的根拠に基づいたネットゼロ目標を策定する際の基準「ネットゼロ・スタンダード（Net-Zero Corporate Standard）」を発表した。SBTi は本基準に基づき、企業の目標が地球の温暖化を 1.5℃未滿に抑えるというパリ協定の目標に沿っていることを承認する。

パイロットとして、アストラゼネカ（英国）、CVS ヘルス（米国）などのグローバル企業 7 社の目標が既に承認され、他の企業に対しても 2022 年 1 月から承認手続きが開始される。

SBTi の「ネットゼロ・スタンダード」では、二酸化炭素の排出量を 2030 年までに半減、2050 年までに 90% から 95% 削減した上で、最終的に削減できない残留排出量分を「中和（neutralization）」することを求めている。この残留排出量もセクター別に基準が設けられている。「中和」の方法としては、自然基盤ソリューション（NbS：Nature-based Solutions）\*\*、二酸化炭素の直接大気回収（DAC：Direct Air Capture）、地下貯留などが挙げられている。

SBTi は現在、金融機関向けのネットゼロ・スタンダードの開発にも取り組んでいる。

\* SBTi は、国連グローバル・コンパクト（UNGC）、CDP、世界資源研究所（WRI）、世界自然保護基金（WWF）が運営するイニシアティブ。

\*\* 生態系を基盤にし、それを活かしながら新たな社会価値を創出する方法のこと。

（参考情報：2021 年 10 月 28 日付 SBTi HP :

<https://sciencebasedtargets.org/news/sbti-launches-world-first-net-zero-corporate-standard>)

## ■ 気候変動 ■

**英国、TCFDに沿った情報開示を義務付ける法案提出。法制化は G20 初**

英国のビジネス・エネルギー産業戦略省は 10 月 28 日、同国に登録している大企業・金融機関に対し、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) に沿った情報開示を義務付ける法案を提出した。同法案は、議会の承認後、2022 年 4 月より適用される予定で、その対象はおよそ 1,300 社以上のぼる。政府は 2021 年末までに、対象企業に向けた任意の開示ガイダンスを発表するとしている。

(参考情報：2021 年 10 月 29 日付 Gov.UK :

UK to enshrine mandatory climate disclosures for largest companies in law

<https://www.gov.uk/government/news/uk-to-enshrine-mandatory-climate-disclosures-for-largest-companies-in-law>)

## Social—社会—

## ■ 人権 ■

**国連人権理事会、持続可能な環境への権利を人権と決議**

国連人権理事会は 10 月 8 日、安全、清潔、健康的かつ持続可能な環境への権利を人権と認める決議を採択した。決議案に反対はなく、賛成 43 カ国、日本を含む 4 カ国は棄権した。決議では、環境破壊が特に脆弱な立場にある人々に悪影響をおよぼしており、現在および将来世代の人権への脅威であると警鐘を鳴らした。また、持続可能な環境に対する権利が既に各国の法律等で認められていることをあげ、各国に対して他国、国際機関、市民社会、企業等のステークホルダーとの協力や本権利を人々が享受するための政策を適切に採択するよう促した。

(参考情報：2021 年 10 月 8 日付 国連人権理事会 HP :

<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/Pages/NewsDetail.aspx?LangID=E&NewsID=27634>)

## ■ 働き方改革 ■

**経団連、企業に副業・兼業の導入を促す報告書を発表**

経団連は 10 月 12 日、副業・兼業を促進する報告書を発表した。副業・兼業を働き手のエンゲージメント向上や「働きがい」と「働きやすさ」の双方を高めるための施策と位置付け、働き手の多様なニーズに応えると同時に、企業の社外知見を活かしたイノベーションにつながると主張。一方で、副業を容認する企業は 22%にとどまると指摘。主要 15 社の取組事例を紹介し、社内副業も含め自社の実態にあわせた導入の検討を促す内容になっている。

(参考情報：2021 年 10 月 12 日付 経団連 HP : <https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/090.html>)

## ■ 人権 ■

**ヒューマンライツ・ナウが、中小企業向けに人権侵害の救済メカニズム導入時のポイントなどを提言**

国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウは 10 月 12 日、人員や資金などのリソースが不足しがちな中小企業が、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGP)」が求める人権侵害を受けた場合の実効的な救済の仕組み「グリーンバンスメカニズム」を導入する際のメリットやステップをまとめた提言を公表した。指導原則が挙げる同仕組みに必要な要素について事例とポイントを提示。その上で、導入推進のために中小企業・政府に宛てた改善提案を示した。

(参考情報：2021 年 10 月 12 日付 国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ HP : <https://hrn.or.jp/news/20640/>)

## 全般・その他

### ■ 気候変動リスク ■

#### 年金積立金管理運用独立行政法人が「2020年度 GPIF ポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を刊行

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は10月5日、「2020年度 GPIF ポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を刊行した。2018年から毎年8月に刊行している「ESG活動報告」の別冊で、より詳細な分析結果や補足分析を紹介している。今年は、①サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量に基づく分析、②分析対象を伝統資産のみからオルタナティブ資産へ拡大、③低炭素社会への移行に伴う機会とリスクの産業間移転の分析を新たに行った。

（参考情報：2021年10月5日付 同法人 HP：<https://www.gpif.go.jp/investment/esg/2020gpif.html>）

### ■ サステナブル調達 ■

#### Ecovadis 社がサプライチェーンにおけるサステナビリティを評価した年次報告書「Business Sustainability Risk and Performance Index 2021」を発表

サプライチェーンにおけるサステナビリティ評価機関である Ecovadis 社（仏）は10月5日、同社が評価した世界46,000社の全体傾向をまとめた年次報告書を発表した。

同報告の対象期間は2016年から2020年であり、評価対象は9業種（軽工業、重工業、先進工業、食品、建設、卸売・サービス・専門、輸送、ICT、金融・法務・コンサルティング・広告）で、4テーマ（環境、労働慣行や人権、公正な企業倫理、サステナビリティ調達）ごとにスコアリングしている。

報告書によると、全体の平均スコアは年々上昇傾向にある一方で、「サステナビリティ調達」の平均スコアは継続的に低い状況にある。この結果を踏まえ報告書では、企業の調達リスクを軽減していく上で、サプライチェーン全体におけるボトルネックの特定・影響度合いの把握を行い、サプライヤーと連携して対策を検討していくことが重要であるとしている。

（参考情報：2021年10月5日付 Ecovadis HP：

<https://resources.ecovadis.com/buyers/sustainability-index-highlights-supply-chain-risks-compromise-global-performance-growth>

[https://resources.ecovadis.com/sustainability-impact/business-sustainability-risk-performance-index-2021?utm\\_medium=referral&utm\\_source=online%20tool&utm\\_campaign=20-09-ev-index](https://resources.ecovadis.com/sustainability-impact/business-sustainability-risk-performance-index-2021?utm_medium=referral&utm_source=online%20tool&utm_campaign=20-09-ev-index)）

### ■ エシカル ■

#### 日本エシカル推進協議会が日本初の総合的なエシカル基準を公表

一般社団法人日本エシカル推進協議会（JEI）は10月13日、日本初となるエシカルについての総合的な基準である「JEIエシカル基準」を公表した。同基準は従来明確な定義・基準がなかったエシカル度について、8つの分野、各4～7つの課題・配慮項目を設定しており、全43項目で構成。自社あるいは商品・サービス・ブランドのエシカル度を客観的指標に基づいて評価することができる。なお、特定の分野・原材料についてはエシカルに関する第三者認証が存在するが、当該認証取得企業においても、複数分野にまたがる活動をカバーし、総合的にエシカルであることを示すため、本基準の併用は有意義であるとしている。

（参考情報：2021年10月13日付 同法人 HP：<https://www.jeijc.org/ethical-standard/20211013-1/>）

## ■ ESG 投資 ■

**米労働省、企業年金の投資先に ESG 要因の考慮を認める規則案公表、前政権から転換**

米労働省は 10 月 13 日、企業年金の投資先を選定する際に ESG 要素の考慮を可能とする規則案を公表した。収益のみを考慮すべきとしたトランプ前政権の規則を転換させたもの。具体的には、気候変動リスクに対する備え、取締役会のガバナンス、コンプライアンスの遵守度、従業員の多様性確保などを投資先決定の要素とすることや、議決権行使の際に考慮することを認める。規則案はパブリックコメントを経て施行される見込み。

(参考情報：2021 年 10 月 13 日付 米労働省 HP：

<https://www.dol.gov/newsroom/releases/ebsa/ebsa20211013>)

## ■ 情報開示 ■

**IFRS 財団が国際サステナビリティ基準審議会発足**

国際的な財務報告基準の開発を主導してきた IFRS 財団は 11 月 3 日、国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainable Standards Board、ISSB) の発足を公表した。

国際会計基準審議会 (IASB) に並ぶ組織として ISSB が設立されたことにより、サステナビリティ報告の基準開発が本格化することとなる。同日、ISSB の発足のために組成されていたワーキンググループからは「気候関連開示」と「サステナビリティ開示一般要求事項」に関する 2 つのプロトタイプが公表されており、今後、同プロトタイプのパブリックコメントを募集、2022 年 3 月までの草案公表を目指している。

(参考情報：2021 年 11 月 3 日付 IFRS 財団 HP：

<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/11/ifrs-foundation-announces-issb-consolidation-with-cdsb-vrf-publication-of-prototypes/>)

## 今月の『注目』トピックス

<DX>

○IPA が DX 取り組みの日米企業比較を公表、日本に遅れ目立つ結果

(参考情報 : 2021 年 10 月 11 日 IPA HP : [https://www.ipa.go.jp/ikc/publish/dx\\_hakusho.html](https://www.ipa.go.jp/ikc/publish/dx_hakusho.html))

情報処理推進機構 (IPA) が 10 月 11 日に公表した「DX 白書 2021」で、DX に関する戦略・人材・技術について、日米両国の企業を対象に実施したアンケート結果によると、日本企業の取組の遅れが明らかになった。全社戦略に基づく DX 推進や経営層と実務部門の共通理解などの質問で、肯定的な回答の割合が、米国企業は日本企業のほぼ倍だった。主なポイントは以下の通り。

### 1) DX の取組状況

「全社戦略に基づき、全社的に DX に取組んでいる」「全社戦略に基づき、一部の部門において DX に取組んでいる」と回答した合計が、日本企業が約 45%なのに対して米国企業は約 72%だった。一方、「取組んでいない」との答えは、日本企業 33.9%に対して米国企業 14.1%だった。

### 2) DX 戦略の策定と推進

「DX の推進にあたり経営者・IT 部門・業務部門が協調できているか」の質問に、日本企業は「十分にできている」「まあまあできている」が合わせて 39.9%。一方、米国企業は「十分にできている」40.4%と「まあまあできている」45.8%を合わせると、「できている」が 8 割を超えた。

### 3) デジタル時代の人材

#### ①リーダーの資質

DX 推進のリーダーに求める重要な資質に、日本企業は「リーダーシップ」や「実行力」など上位に挙げた一方、米国企業は「顧客志向」「テクノロジーリテラシー」などが挙げた。日本企業が個人の能力を重視するのに対し、米国企業は成果を志向する違いが表れた。

#### ②社員の学び直し

DX の推進の担い手となる従業員の先端技術領域 (AI、IoT、データサイエンスなど) の学び直しについて、米国企業は「全社員対象での実施」「会社選抜による特定社員向けの実施」など合わせて 7 割超が明確な方針と実践を回答した。一方、日本企業は、「明確な方針あり」が 24%に対して、「実施していないし検討もしていない」が 46.9%だった。



## Q&amp;A

**Question**

2022年6月に予定される改正公益通報者保護法の施行に先立ち、消費者庁が先般、企業が内部通報に適切に対応するために必要な義務などを示した「指針」と「指針の解説」を公表しました。これらを踏まえて、企業が留意すべき点を教えて下さい。

**Answer****1. 公益通報者保護法改正における企業の義務**

改正公益通報者保護法は、公布日（2020年6月12日）から2年以内に施行となっており、22年6月1日が見込まれています。施行により従業員301人以上の企業には下表記載の義務が課されます。違反した企業には、助言・指導、勧告および勧告に従わない場合の公表などの行政措置があります。一方、従業員300人以下の企業は窓口の設置が努力義務になります。

- ・ 内部通報対応業務従事者の設定（改正法第11条第1項）
- ・ 内部通報に適切に対応する体制の整備その他の必要な措置（改正法第11条第2項）

**2. 指針・指針の解説の位置づけ**

改正法が企業に課す義務の具体的内容を示すのが、「指針」と「指針の解説」です。消費者庁がそれぞれ21年8月と同10月に公表しました。

「指針の解説」は、指針を遵守するための考え方や具体例、その他推奨事項を示しており、16年12月公表の民間事業者向けガイドラインの内容も含んでいます。記載の具体例そのままでも、類似・同様の措置などで適切な対応がなされていれば義務違反になりません。

**3. 「指針」「指針の解説」のポイント**

以下では解説に示された指針の趣旨と注目すべき考え方や具体例を抽出しました。

指針は、企業の規模・組織形態・業態などに応じた対応を求めています。画一的な基準などはありません。そのため企業は指針の趣旨に沿った対応を主体的に検討し、自社の実情に即した内部通報対応体制を整備・運用する必要がある点に留意ください。

指針	趣旨・背景	具体例など
「従事者」の定め	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 守秘義務を課す従事者を定めて通報者に関する情報の慎重な管理を求める</li> <li>・ 通報者を特定できる「公益通報対応業務（通報の受付・調査・是正措置）」の担当者が従事者に該当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受付など一部のみであっても主体的に重要部分に関与する業務を行えば「公益通報対応業務」に該当</li> <li>・ 所定の従事者以外でも事案により該当すれば、その都度定める必要あり</li> <li>・ 社内調査の対象者などは該当しない</li> </ul>
内部公益通報受付窓口の設置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益通報対応業務の実効性確保を目的に、受付窓口の設置や同業務の統括・管理部署および責任者の明確化を義務付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受付窓口の社外（委託、親会社など）設置も可</li> <li>・ 企業グループ共通の窓口を親会社に設けた場合でも、子会社自身の部署・責任者を定める必要あり</li> <li>・ 部署・責任者は、受付窓口を所管する部署以外でも可</li> </ul>

指針	趣旨・背景	具体例など
公益通報対応業務の実施に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>「正当な理由」がある場合を除き、通報内容の確実な調査と是正措置の実施を義務付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「正当な理由」とは、解決済みの情報が寄せられた場合や通報者と連絡がとれず事実確認が困難な場合などに限定</li> <li>プライバシー等に配慮すれば、通報者の意向に反しても調査実施も可能</li> </ul>
不利益な取り扱いの防止に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>通報で「不利益な取り扱い」を受ける懸念の排除など通報を躊躇させない措置の義務付け</li> <li>不利益な取り扱いをした者への懲戒処分などの措置の実施の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「不利益な取り扱い」には、解雇や降格、減給など労務・人事上の処分に加え、精神上・生活上の嫌がらせなども含む</li> <li>防止措置として、通報受付窓口で不利益な取り扱いに関する相談も受け付け、通報者への能動的な現状確認など</li> </ul>
範囲外共有等の防止に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>自身が通報した事実が他者に漏れる懸念を排除し、通報を躊躇させない措置の義務付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通報に関わる情報にアクセス可能な者を必要最小限にとどめ、範囲をルールなどで明確化する。</li> <li>通報者を探索しようとした者には懲戒処分など厳正に対処する</li> <li>従事者に指定されていない、通報受付窓口の担当者以外の者（通報を受けた上司など）も措置の対象となる</li> </ul>

#### 4. 企業が留意すべき点

改正法や「指針」「指針の解説」を踏まえ、企業が留意すべき点には以下が挙げられます。

##### (1) 従事者の決定

従事者は、違反した場合に刑事罰が適用される守秘義務を負います。守秘義務の内容について事前に十分な説明を行うとともに、「指針」「指針の解説」などをもとに従事者としての Dos（義務）&Don'ts（禁止行為）や業務手順などをわかりやすくまとめておきましょう。一方で、従事者を外部に委託することも認められていますので、自社の実情に応じて早めに検討・準備が必要です。

##### (2) 内部通報対応体制の整備・見直し

内部通報対応体制が未整備の場合は、「指針」「指針の解説」の解説に沿ったルールや対応体制などの整備について、来年の施行に備えた早期の着手をお勧めします。その場合、消費者庁の民間事業者向け説明会資料の内部規程例などが参考になります（ただし、本稿執筆時点では改正法を踏まえた見直し前の内容）。

一方、すでに整備済であれば、「指針」「指針の解説」を参照し自社の体制に不備・不足がないか確認・見直しをしましょう。

また改正法の施行に合わせて認証基準の見直しが予定される「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」も活用できます。

##### (3) 計画的な教育・周知

従事者はもちろん、退職者を含む役員や従業員に改正法の趣旨や自社の内部通報対応体制を十分に周知するためにも、既存の研修などと組み合わせるなどしてすべての階層・役割に応じた教育を実施しましょう。内部通報の重要性や意義、自社の体制などの浸透がポイントです。

内部通報対応体制の強化は、不正を早期に発見し、芽が小さなうちに不正を摘み取ることにつながり、自浄作用を発揮しやすくします。一方で、自社の内部通報対応体制が通報者の信頼を失ってしまうと社外告発などを誘発し、結果的に株主や取引先などステークホルダーの信頼やブランドを損ないかねません。

企業は制度の意義を再認識した上で、自社の体制を見直し、より適正で実効性のある体制づくりのために、「指針」「指針の解説」を活用いただくのがよいでしょう。

#### 参考資料

##### 消費者庁 HP

「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(2021 年 8 月 20 日)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/whistleblower\\_protection\\_system/overview/assets/overview\\_210820\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_210820_0001.pdf)

「公益通報者保護法に基づく指針の解説」(2021 年 10 月 13 日)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/whistleblower\\_protection\\_system/overview/assets/overview\\_211013\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_211013_0001.pdf)

「改正法 Q&A」(2021 年 8 月)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/whistleblower\\_protection\\_system/overview/assets/overview\\_210826\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_210826_0001.pdf)

リスクマネジメント第三部  
危機管理・コンプライアンスグループ  
主任コンサルタント 徳永 満博

以上



MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

#### お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部**  
TEL.03-5296-8912 (危機管理・コンプライアンスグループ)  
TEL.03-5296-8913 (サステナビリティグループ)  
TEL.03-5296-8914 (統合リスクマネジメントグループ)  
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

#### <危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

#### <サステナビリティグループ>

- ◆ 気候変動リスク、水リスク
- ◆ SDGs支援
- ◆ 生物多様性、自然資本
- ◆ 再生可能エネルギー
- ◆ 人権リスク 等

#### <統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
  - ・リスクマネジメント体制構築
  - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2021